

職員の修学部分休業に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 18 年 3 月 31 日

岩手県人事委員会

委員長 及 川 卓 美

岩手県人事委員会規則第 40 号

職員の修学部分休業に関する規則の一部を改正する規則

職員の修学部分休業に関する規則（平成 17 年岩手県人事委員会規則第 40 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(修学部分休業の承認の申請手続) 第 3 条 修学部分休業の承認の申請は、修学部分休業承認申請書により、原則として修学部分休業をしようとする日の 1 月前までに行うものとする。 2 [略]	(修学部分休業の承認の申請手続) 第 3 条 修学部分休業の承認の申請は、修学部分休業承認申請書又は電磁的方法（ <u>電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて人事委員会が定めるものをいう。</u> ）により、原則として修学部分休業をしようとする日の 1 月前までに行うものとする。 2 [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。